

# 第1章 基本的事項

## 1 背景

本市では、美濃加茂市環境基本条例に基づき、平成15年3月に環境基本計画である「みのかも環境まちづくりプラン（第1次計画）」を策定し、総合将来環境像『自然を友とし環境を育み 未来に引き継ぐまち みのかも』の実現に向けて、取り組んできました。

平成22年度から平成31年度までの第5次総合計画において、環境分野では、環境にやさしい暮らし方を進めるために、「自然環境の保全」・「循環型社会の形成」・「温暖化防止・クールタウンの構築」という3つの基本方針が示されました。その方針に基づき、平成22年3月に「第2次みのかも環境まちづくりプラン」（以下「第2次計画」という。）を策定し、市民・事業者・市が連携して取り組む8つの重点プロジェクト事業を中心に環境施策を進め、その後、事業の見直しにより、4つの重点プロジェクトに焦点をあてて進めています。

平成23年に東日本大震災が発生し、エネルギー不足による化石燃料への依存度が高まったことで温室効果ガス排出量が増加し、日本の環境政策では、特に地球温暖化対策や再生可能エネルギーの分野において転換期を迎えました。

また、近年の大きな動きとしては、国際的には、平成27年に「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択、及び「パリ協定」の締結等があり、その実現に向けて国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」「食品ロスの削減の推進に関する法律」の整備、及び「第4次循環型社会形成推進基本計画」「第5次環境基本計画」「プラスチック資源循環戦略」「生物多様性国家戦略」の策定等で、新たな課題に取り組んでいます。

このような、地球温暖化対策、ごみ問題、生物多様性保全対策は、政府や産業界だけでなく地方自治体や市民も自らの課題として認識し、行動を起こすことが求められています。

今回、第3次みのかも環境まちづくりプランの策定にあたっては、第6次総合計画の環境施策方針に基づき、取組の方向性や長期的目標である将来環境像については、これまでの方針を継承し、新たな課題の解決を図ります。

## 2 位置付け

本計画は、平成13年4月1日施行の美濃加茂市環境基本条例（以下「環境基本条例」という。）の規定に基づき、美濃加茂市における総合的な環境施策を推進していくための計画であり、美濃加茂市第6次総合計画（以下「総合計画」という。）を環境面で補完するという位置づけとなります。

また、国の環境基本法に基づく「第5次環境基本計画」、岐阜県の「第5次岐阜県環境基本計画」との整合を図るとともに、環境施策に関する他の計画と連携を図るものです。

- 1 環境基本条例に定める理念・目的を実現するために、豊かで快適な環境の保全と創出に関する基本目標、事業の方向を明らかにするものです。
- 2 総合計画の基本構想「WALKABLE CITY MINOKAMO すべての健康のために歩き続けるまち」を環境の面から推進し、各分野の個別計画に環境の視点を組み込み調整する指針となるものです。
- 3 計画に実効性を与えるため、成果目標と成果指標を盛り込んだ実施計画を定めます。

## 環境基本条例

(環境基本計画との整合)

第8条 市は、環境に影響を与えると認められる施策を策定したり、実施したりするときには、環境基本計画との整合を図ります。

注：環境基本条例中の環境基本計画と環境まちづくりプランは同じものです。

## 3 対象分野

環境基本条例及び総合計画の環境分野の基本構想「健康な社会を形成する」を実現するため、次の①～③の3つの分野と、その共通基盤となる④環境教育等に関連する環境施策を対象とします。

また、国連で採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」との関連を示します。

分野	主な環境要素	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 世界を変えるための17の目標
① 自然環境	野生動植物・河川・森林・里山・農地の保全など	 
② 生活環境	ごみ減量、廃棄物処理、4R、公害防止など	
③ 地球環境	地球温暖化対策、温室効果ガス削減、省エネルギーなど	
④ 共通基盤	①～③の共通事項、環境教育など	

### <用語解説>

**SDGs** (エスディー・ジーズ) …Sustainable Development Goals の略で、持続可能な開発目標のこと。2015年に国連が採択した先進国を含む国際社会全体の2030年に向けた環境・経済・社会についてのゴールです。同年12月に採択された地球温暖化対策としての「パリ協定」と両輪になって、今、世界を大きく変える道しるべとなっています。

**4R**…ごみ減量につながる「R」から始まる4つの行動のこと。①必要でないものは断る「リフューズ Refuse」 ②発生させない「リデュース Reduce」 ③再利用する「リユース Reuse」 ④再資源化する「リサイクル Recycle」。

## 4 対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。

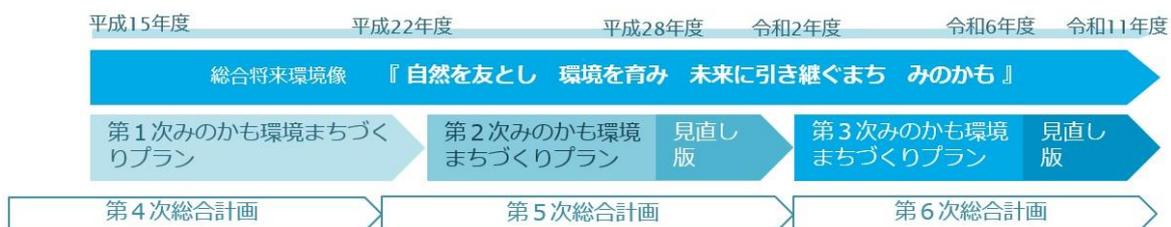
また、本市域にとどまらない広域的な取組みについては、周辺市町村との連携を積極的に進めるとともに、国・県などの関連機関と調整を図ります。

## 5 目標年度

本計画は、総合計画を環境面から補完するため、目標年度は総合計画に合わせ令和11年度（2029年度）とします。

なお、総合将来環境像、将来環境像、将来イメージは、第1次計画で策定されており、長期的目標年度は平成34年度（令和4年度 2022年度）になっています。

また、自然環境や社会情勢の著しい変化などがあった場合には、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。



## 6 計画の主体

本計画の目標を達成するためには、市民・事業者・市がそれぞれ相互に連携・協力し、協働体制を形成して計画を推進していく必要があることから、計画の主体は、市民（団体）・事業者（団体）・市です。

### 環境基本条例

#### （市民の責任と義務）

第4条 市民は、その日常生活の中で、豊かで快適な環境の保全と創出に積極的に努めるとともに、環境への負荷を少なくするよう努めなければなりません。

2 市民は、その日常生活から排出される廃棄物の減量と分別、生活排水の改善に努めるとともに、省エネルギーとリサイクルを推進することなどにより、資源が有効に利用されるように努めなければなりません。

3 前2項に定めるもの以外に、市民には、市が実施する豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策に協力する責任と義務があります。

(事業者の責任と義務)

第5条 事業者には、事業活動を行うときには、公害を発生させないようにするとともに、環境を適正に保全するため、自らの負担において必要な措置をとる責任と義務があります。

2 事業者は、事業活動に関する製品、原材料、それ以外のものを使用したり、廃棄したりすることによる環境への負荷を少なくするよう努めるとともに、省エネルギーとリサイクルを推進することなどにより、資源が有効に利用されるように努めなければなりません。

3 事業者は、事業活動を行うことによって公害を発生させたり、環境を破壊したりしたときは、自らの責任と負担においてこれを補償したり、原状に回復したりしなければなりません。

4 前3項に定めるもの以外に、事業者には、その事業活動を行うときは、環境の保全と創出に自ら努めるとともに、市が実施する豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策に協力する責任と義務があります。

(市の責任と義務)

第6条 市には、豊かで快適な環境の保全と創出を実現するため、次に掲げる事項についての施策を総合的に、しかも計画的に推進する責任と義務があります。

(1) 公害の防止、廃棄物の削減・再利用と適正処分、省資源と省エネルギー、歴史的文化的資産の保存、景観の保全、快適な居住環境の整備など生活環境に関すること。

(2) 森林の保全と活用、河川・湿地など水辺環境の保全、緑化の推進、野生動植物の生態とその多様性に配慮した自然保護など自然環境に関すること。

(3) 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層の保護など地球環境に関すること。

2 市は、市の施策を策定したり、実施したりするときは、この条例の基本的な考え方に従って、豊かで快適な環境の保全と創出に積極的に取り組まなければなりません。